

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">第十三条から第十六条まで 削除</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(信用金庫又は信用金庫連合会におけるT L A C規制対象会 社の同順位商品に関する経過措置)</p> <p>第十三条 国際統一基準金庫(第三条の規定による改正後の信 用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条 の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保 有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるか どうかを判断するための基準(以下「新信金告示」という。)第一条第九号の三に規定する国際統一基準金庫をいう。) においては、T L A C規制対象会社(新信金告示第一条第八 十二号に規定するT L A C規制対象会社をいう。以下この条 において同じ。)のその他外部T L A C調達手段(新信金告 示第一条第八十三号に規定するその他外部T L A C調達手段 をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)と法的 又は経済的に同順位である商品(その他外部T L A C調達手 段に該当するものを除く。次項及び第三項において「国内T L A C規制対象会社の同順位商品」という。)のうち、当該 T L A C規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力 に係る最低基準の適用日(以下「T L A C規制適用日」とい う。)までに発行されたものであって、当該T L A C規制適 用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものに ついては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過 する日までの間は、新信金告示第二十四条第二項第五号又は</p>

第三十六条第二項第五号に掲げる少数出資金金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額に算入しないことができる。

2 標準的手法採用金庫（新信金告示第一条第九号に規定する標準的手法採用金庫をいう。次条第一項において同じ。）が国内基準金庫（新信金告示第一条第九号の二に規定する国内基準金庫をいう。次項及び次条において同じ。）である場合にあっては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信金告示第七十条の四の三第二項の規定を適用しないことができる。

3 内部格付手法採用金庫（新信金告示第二条二号に規定する内部格付手法採用金庫をいう。次条第二項において同じ。）が国内基準金庫である場合にあっては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信金告示第一百七十八条の四の三第二項の規定を適用しないことができる。

（信用金庫又は信用金庫連合会におけるその他外部TLAC

関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置)

第十四条 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段及び次に掲げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなつたものを含み、次に掲げるものにあつては、適用日において次に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段」という。）に限り、新信金告示第七十条の四の三第二項の規定を適用しないことができる。

一 規制金融機関（新信金告示第一條第三十六号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの

二 新信金告示第一條第八十六号に規定する特例外部TLAC調達手段

2 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段に限り、新信金告示第一百七十八条の四の三第二項の規定を適用しないことができる。

(信用金庫及び信用金庫連合会における信用リスクに係る旧
所要自己資本の額に関する経過措置)

第十五条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第三条の規定による改正前の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下この条において「旧信金告示」という。)第百三十八条の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会が、同日の直前まで、旧信金告示第十条第四項、第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新信金告示第十条第四項、第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「信用金庫又は信用金庫連合会を基礎的内部格付手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法(同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。)」とし」とすることができる。

第十六条 削除

(信用金庫及び信用金庫連合会におけるリスクリテンションに関する経過措置)

第十七条 信用金庫又は信用金庫連合会が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該信用金庫又は信用金庫連合会がその保有を継続している場合に限り、第三条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二百四十八条第三項の規定は、適用しない。

(信用協同組合等のTLAC規制対象会社における同順位商品に関する経過措置)

第十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等(第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新信組告示」という。))第一条第九号に規定する標準的手法を採用する信用協同組合等をいう。次条第一項において同じ。(にあつては、TLAC規制対象会社(新信組告示第一条第七十九号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。)のその他

(信用金庫及び信用金庫連合会におけるリスクリテンションに関する経過措置)

第十七条 信用金庫又は信用金庫連合会が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該信用金庫又は信用金庫連合会がその保有を継続している場合に限り、新信組告示第二百四十八条第三項の規定は、適用しない。

(信用協同組合等のTLAC規制対象会社における同順位商品に関する経過措置)

第十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等(第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新信組告示」という。))第一条第九号に規定する標準的手法を採用する信用協同組合等をいう。次条第一項において同じ。(にあつては、TLAC規制対象会社(新信組告示第一条第七十九号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。)のその他

外部TLAC調達手段（新信組告示第一条第八十号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。次項において「国内TLAC規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該TLAC規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用日（以下「TLAC規制適用日」という。）までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信組告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

2 「略」

第二十三条 削除

外部TLAC調達手段（新信組告示第一条第八十号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。次項において「国内TLAC規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信組告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

2 「同上」

（最終指定親会社におけるTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置）

第二十三条 TLAC規制対象会社（第五条の規定による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（以下「新最終指定親会社告示」という。）第一条第八十七号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この項において同じ。）のその他外部TLAC調達手段（新最終指定親会社告示第一条第八十号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この条において同じ。）と法的又は経

(最終指定親会社における資本調達手段に関する経過措置)

第二十四条 第五条の規定による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(附則第二十六条において「新最終指定親会社告示」という。)
第七条第五項の規定にかかわらず、Tier2資本調達手段(第五条の規定による改正前の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件)第七條第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。及び適格旧Tier2資本調達手段(最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成二十四年金融庁告示第二十九号。附則第三十一

済的に同順位である商品(その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。)のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新最終指定親会社告示第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額に算入しないことができる。

(最終指定親会社における資本調達手段に関する経過措置)

第二十四条 新最終指定親会社告示第七条第五項の規定にかかわらず、Tier2資本調達手段(第五条の規定による改正前の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(次条において「旧最終指定親会社告示」という。)
第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。及び適格旧Tier2資本調達手段(最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件)の一部を改正する件(平成二十四年金融庁告示第二十九号。附則第三十一条において「平成二十四年改正最終指定親会社告示」という。)
附則第三条第二項に規定する適格旧Tier2資本調達手段をいう。)のうち、適用日前に発行されたものについては、なお従前の

条において「平成二十四年改正最終指定親会社告示」という。
。）附則第三条第二項に規定する適格旧Tier2資本調達手段をいう。）のうち、適用日前に発行されたものについては、なお従前の例による。

第二十五条 削除

例による。

（最終指定親会社における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

第二十五条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて旧最終指定親会社告示第百六条の承認を受けた最終指定親会社が、同日の直前まで、旧最終指定親会社告示第十三条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、同項に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新最終指定親会社告示第十三条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「最終指定親会社を標準的手法採用最終指定親会社とみなして第五章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「最終指定親会社を基礎的内部格付手法採用最終指定親会社とみなして第五章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。ただし、附則第二十三条から第二十五条までの改正規定及び次条第二項の規定は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金融庁告示第 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う信用金庫又は信用金庫連合会については、なお従前の例による。

2 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（令和五年金融庁告示第 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により連結自己資本規制比率の算出を行う最終指定親会社については、なお従前の例による。